

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 6 月 13 日 (金) 第 625 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- くろまぐろ(小型魚)の採捕の停止の解除(2件) (水産振興課取扱い) 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 証紙販売人の指定の解除 (会計課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3

## 監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 4

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習(新規・追加取得講習)実施公告 (生活安全企画課取扱い) 4

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 425 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
渡邊 章二	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	西之表市西之表7463	脳神経外科	令和7年 5月28日
田方 健人	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	西之表市西之表7463	循環器科	令和7年 5月28日
杉下 智彦	屋久島尾之間診療所	熊毛郡屋久島町尾之間136番地6	内科	令和7年 5月28日
高口 剛	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	神経内科	令和7年 5月28日
宮内 大知	宮内クリニック	南さつま市金峰町池辺2834番地	泌尿器科	令和7年 5月28日
東 祐大	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	循環器科	令和7年 5月28日

足達 良	社会福祉法人恩賜財 団済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2 番 46 号	内科	令和 7 年 5 月 28 日
松下 大輔	社会医療法人義順顕 彰会種子島医療セン ター	西之表市西之表 7463	外科	令和 7 年 5 月 28 日
守屋 壮志	医療法人徳洲会名瀬 徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町 28 番地 1	循環器科	令和 7 年 5 月 28 日
山田 佳奈	菊野病院	南九州市川辺町平山 3815 番地	整形外科	令和 7 年 5 月 28 日

**鹿児島県告示第 426 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙 1－3 に規定する鹿児島県定置漁業（上半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業（上半期）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年鹿児島県規則第 58 号）第 2 条第 1 項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和 7 年 6 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第 427 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙 1－3 に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年鹿児島県規則第 58 号）第 2 条第 1 項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和 7 年 6 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第 428 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、清算法人鹿児島市郡山土地改良区の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 6 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した清算人の氏名及び住所

前田 利春 鹿児島市花尾町 2545 番地  
 白坂建二郎 鹿児島市郡山町 3726 番地  
 竹下 幸三 鹿児島市油須木町 568 番地  
 竹下 章男 鹿児島市油須木町 523 番地 1  
 西 邦弘 鹿児島市玉里団地一丁目 10 番 16 号  
 米永 孝雄 鹿児島市東俣町 3012 番地 2  
 小野 康則 鹿児島市川田町 951 番地  
 東 良子 鹿児島市川田町 1119 番地 2

**鹿児島県告示第 429 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備（農業用排水施設整備、農道整備、区画整理及び暗渠排水）さつま北部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島

島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 6 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 7 年 6 月 16 日から同年 7 月 11 日まで
- 3 縦覧場所  
さつま町役場農林課

#### 鹿児島県告示第430号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

令和 7 年 6 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
種子島地区食品衛生協会 会長 寺田康英	西之表市西之表7590番地	西之表市西之表7590番地 西之表保健所内	令和 7 年 4 月 30 日

#### 南薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 6 月 13 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
総合支援センターわかば	指宿市十町1814番	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市穎娃町上別府字西場6543番	山本 森満	令和 7 年 6 月 1 日	生活介護

#### 大隅地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 6 月 13 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスりぼん	鹿屋市西原二丁目523番地1	一般社団法人煌珠会	鹿屋市上野町4738番地	篠原 大志	令和 7 年 6 月 1 日	放課後等サービス

#### 大島支庁告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 6 月 13 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エミット	奄美市名瀬大字根瀬部字城田609番地2	隼ホールディングス株式会社	岐阜市玉姓町三丁目13番地4	垣内和太流	令和7年6月1日	就労継続支援B型
あすは	奄美市名瀬長浜町20-5	有限会社インテリジェンスプラス	奄美市笠利町大字佐仁2688番地3	谷口 吉朝	令和7年6月1日	就労継続支援B型
ゆいはま	奄美市名瀬浜里町171番9	公益財団法人慈愛会	鹿児島市泉町1番15号	今村 英仁	令和7年6月1日	共同生活援助

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第7号

令和7年3月27日付け監査第1130号の監査結果に基づき、令和7年5月12日付け財第26号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和7年6月13日

鹿児島県監査委員 松 蘭 英 昭  
同 大 蘭 豊  
同 小 園 しげよし  
同 ふくし山ノブスケ

## 公 安 委 員 会 公 告

## 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年6月13日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
令和7年8月25日（月）から同月29日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
  - (2) 追加取得講習  
令和7年8月28日（木）及び同月29日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所  
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者  
ア 受講申込日において、最近5年間に当該警備業務の区分（以下「3号」という。）の警

- 備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
  - エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
  - オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
- ア 最近 5 年間に 3 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
  - イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
  - エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
  - オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
- (1) 新規取得講習  
10人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
  - (2) 追加取得講習  
5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
令和 7 年 7 月 8 日（火）から同月 11 日（金）まで
    - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
  - (2) 受付場所
    - ア 鹿児島県内に住所を有する者等  
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
    - イ 鹿児島県外に住所を有する者  
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
  - (3) 提出書類
    - ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

## イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

## ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

## (4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

## (5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

## ア 新規取得講習

38,000円

## イ 追加取得講習

14,000円

## 7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して 3 号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
  - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
  - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会  
電話番号 099-224-4490